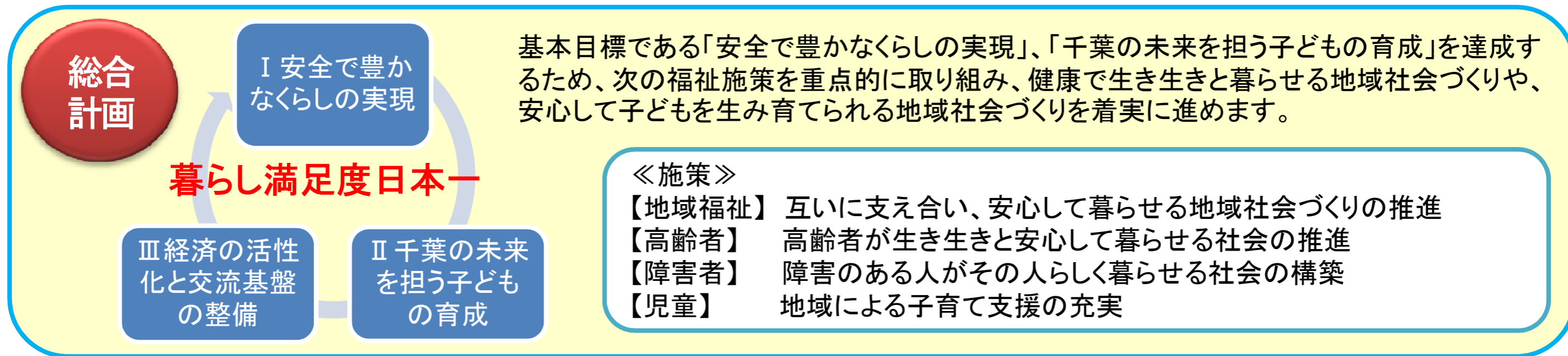


## 健康福祉部 福祉4計画について



具体的な施策は個別計画で！

地域福祉

### 地域福祉支援計画

【次期第三次計画：H27～32年度】  
《社会福祉法第108条》

互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会の構築を目指して、地域コミュニティの再生や福祉人材の育成、相談支援体制の充実に取り組みます。

児童

### 子ども・子育て支援事業支援計画

【新計画：H27～31年度】  
《子ども・子育て支援法第62条／  
次世代育成支援対策推進法第9条》

保育サービス等の充実を図るとともに、子育てを地域社会全体で支える環境づくりを推進します。

高齢者

### 高齢者保健福祉計画

【次期計画：H27～29年度】  
《老人福祉法第20条の9／  
介護保険法第118条》

基本理念である「高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、生涯現役社会の実現に向けた環境整備の促進や地域包括ケアの推進に取り組みます。

障害者

### 障害者計画

【次期五次計画：H27～29年度】  
《障害者基本法第11条／  
障害者総合支援法第89条》

地域で共生する社会の実現や障害者差別の禁止を基本理念とし、障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築を目指して、入所施設から地域生活への移行や障害のある人への権利の擁護等に取り組みます。

# 第三次千葉県地域福祉支援計画の概要

## 第1章 計画の策定に当たって

### ★ 計画の特徴

- 地域の支え合いの仕組みづくり、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉の基盤づくりを進める計画であり、近年の地域福祉関連施策の動向を踏まえ、介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援制度等の内容を新たに盛り込みました。

### I. 計画の位置付け

- 社会福祉法第108条に規定された都道府県が策定する法定計画です。
- 千葉県における地域福祉推進の基本方針であるとともに、市町村支援のガイドラインです。
- 千葉県総合計画や県の関連諸計画との連携を図って進めていきます。

### II. 計画の期間

- 平成27年度から平成32年度までの6年間とします。
- 計画の中間点である平成29年度を目途に、必要に応じて個別施策の見直しを図ります。

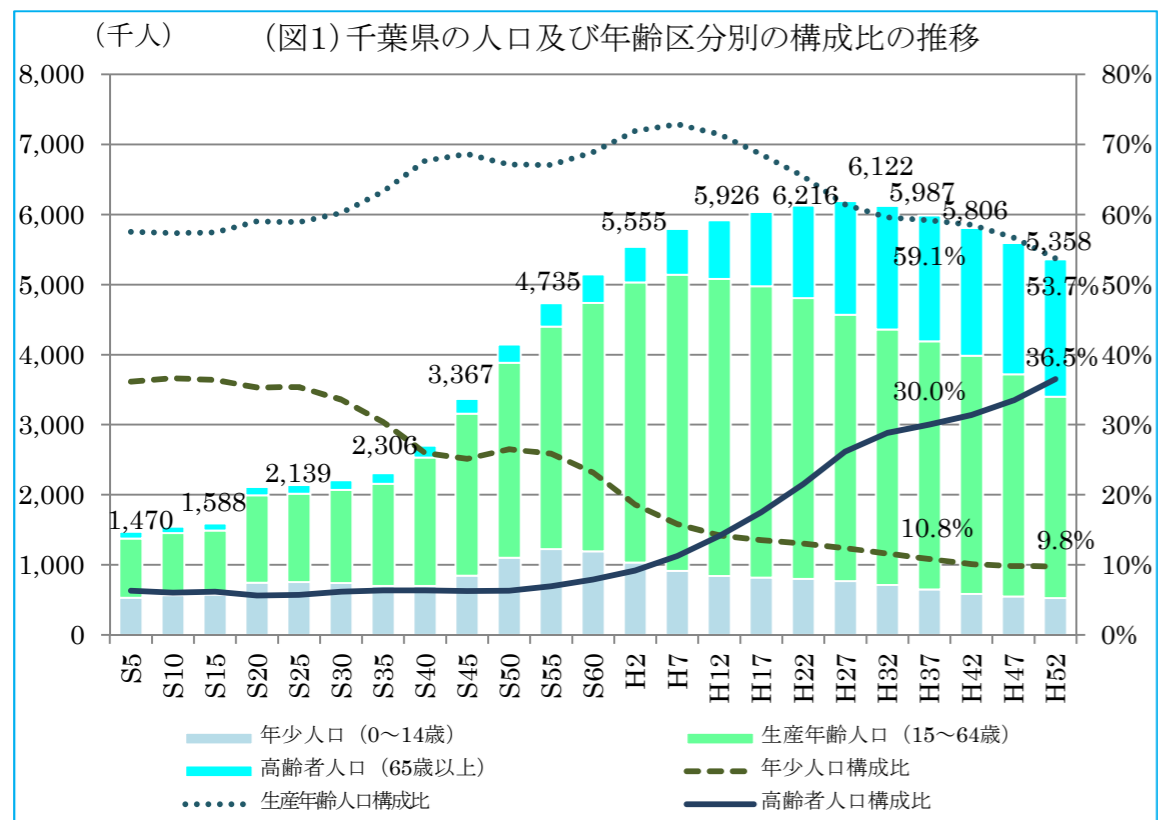
### III. 近年の地域福祉関連施策の動向

#### 【参考】社会福祉法第108条

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

## 第2章 現状と課題



### 【課題】

- I. 急速な高齢化の進展 (図1)**
  - ・ 介護を必要とする高齢者数や認知症高齢者数の増加
- II. 生産年齢人口の減少と少子化の進行 (図1)**
  - ・ 限られた労働力の中から、質の高い福祉人材の安定的に確保が必要
- III. 核家族、一人暮らし世帯の増加**
  - ・ これまで自助システムとして機能してきた家族の支え合いが弱体化
  - ・ 一人暮らしの高齢者は健康面、社会生活等不安とリスクを抱えていることが多く、地域で見守る体制づくりが必要
- IV. 地域課題の顕在化**
  - ・ 社会経済の構造的な変化等により生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加
  - ・ 虐待、ニート、ひきこもり、ホームレス等の問題が顕在化
  - ・ 地域課題はそれぞれの地域で様々であり、全県一律の対応では解決しない (図2)

### 【課題のまとめ】

地域の支え合い「地域力」の向上、地域福祉の担い手の確保、医療・福祉サービスの質と量の確保、社会的孤立への対応、地域課題の複雑化・多様化への対応が必要

## 第3章 理念

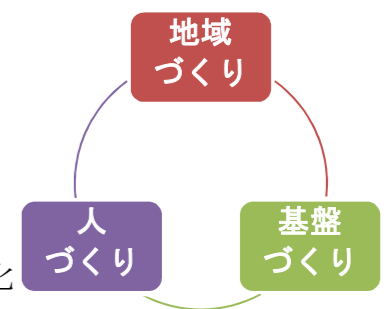
### I. 理念

「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して

### II. 施策の方向性

1. 互いに支え合う地域コミュニティの再生
2. 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成
3. 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化
4. 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談支援体制の充実・強化

(参考) 方向性のイメージ



## 第4章 推進体制

### I. 地域福祉の推進イメージ

- ・ 地域住民がそれぞれの持つ力を持ち寄り、ネットワークで解決
- ・ 各圏域での解決が困難な事例は、より広域で専門的なネットワークで解決を目指す重層的な支援体制

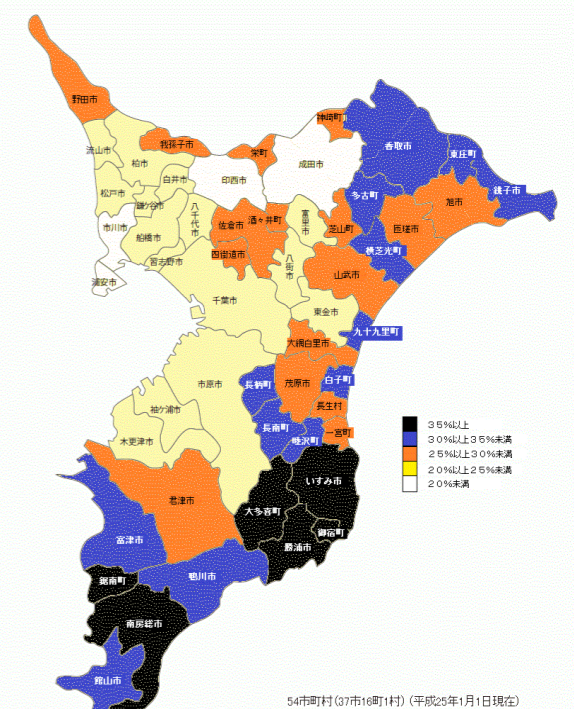
### II. 各圏域の主な役割

- ①日常生活圏 (自治会・町内会等の互助ネットワーク)、②小域福祉圏 (小・中学校区)
- ③基本福祉圏 (市町村圏)、④広域福祉圏

### III. 地域福祉の担い手として期待される団体

- ・ 自治会・町内会、社会福祉協議会、社会福祉法人・社会福祉施設、学校、企業、NPO法人、民生委員・児童委員等

(図2) 県内市町村高齢化率の状況 (平成26年4月1日現在)



## 第5章 地域・市町村を支援するための施策

理念	施策の方向性	県が取り組むべき施策	主な取組
「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して	Ⅰ. 互いに支え合う地域コミュニティの再生	1. 市町村が行う地域福祉施策への支援	①市町村地域福祉計画の策定支援
			②福祉サービスに関する情報の収集・提供
			③地域に関する様々な主体との連携促進
		2. 地域コミュニティづくり推進への支援	①地域に関わる様々な主体との連携促進
			②スポーツ推進による健康づくり・地域コミュニティづくりの促進
			③地域防犯力の向上
		3. 地域の課題解決に向けた取組みや仕組みづくりへの支援	①高齢者孤立化防止対策等の推進
			②災害時の要支援者対策の推進
			④犯罪の起こりにくい環境づくり
	Ⅱ. 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成	1. 福祉教育の推進	①福祉教育の推進
			②県立高校に福祉教育拠点校を設置
			③県立高校に福祉関係のコース等を設置
		2. 福祉人材の確保・育成	①福祉人材の確保・定着対策の推進
			②福祉人材センターの運営
			③コミュニティソーシャルワーカーの育成
3. 高齢者等の地域活動への参画支援	①生涯現役社会に向けた意識の醸成		
	②千葉県生涯大学校による地域活動を担う人材の養成等		
	③老人クラブ活動の活性化		
4. 地域活動に取り組む県民への支援	①ボランティアの振興		
	②民生委員・児童委員活動の充実強化		
	③老人クラブ活動の活性化		
Ⅲ. 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化	1. 地域包括ケアシステムの構築促進	①地域包括ケアシステムの推進体制構築への支援	
		②在宅医療の充実	
		③介護サービス基盤の整備・充実	
		④保健・医療・福祉・介護の連携強化	
		⑤地域リハビリテーションの推進	
		⑥認知症地域支援体制の構築	
		⑦介護予防・生活支援サービスの推進	

理念	施策の方向性	県が取り組むべき施策	主な取組	
「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して	Ⅲ. 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化	2. 地域で住み続けるための福祉施設・サービスの充実	①高齢期に向けた住まいの充実	
			②高齢者や障害者等が安心して住み続けられる環境の整備	
			③入所施設から地域生活への移行の推進	
			④精神障害のある人の地域生活への移行の推進	
			⑤障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	
			⑥福祉サービスの点検・評価	
	Ⅳ. 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化	3. 地域による子育て支援の充実	1. 総合的な相談支援体制づくり	①多様な子育て支援サービスの充実
				②企業参画による子育て支援
				③中核地域生活支援センター等の整備
		2. 生活困窮者等に対する総合的な支援	2. 生活困窮者等に対する総合的な支援	②高齢者総合相談機能の強化
				③障害のある人の相談支援体制の充実
				①生活困窮者自立支援方策
		3. 子ども・高齢者・障害のある人の権利擁護に関する相談等支援	3. 子ども・高齢者・障害のある人の権利擁護に関する相談等支援	②ホームレス自立支援
				③多重債務問題対策の強化
				①日常生活支援事業と成年後見制度との相互連携
4. 一人ひとりの状況を踏まえた相談等支援	4. 一人ひとりの状況を踏まえた相談等支援	②児童虐待の未然防止、早期発見・対応等の推進		
		③市町村児童虐待防止ネットワーク機能の強化		
		④高齢者虐待防止対策の推進		
		⑤障害のある人への理解を広げ権利を養護する取組みの推進		
		⑥DV防止と被害者支援の充実		
		①総合的な自殺対策の推進		
6. 矯正施設出所者に対する福祉サービスの支援	6. 矯正施設出所者に対する福祉サービスの支援	②社会的に孤立している方への対策の推進		
		③障害のある子どもの療育支援体制の充実		
		④障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実		
		⑤犯罪被害者支援の推進		
		⑥矯正施設出所者に対する福祉サービスの支援		
		⑤犯罪被害者支援の推進		

## 第6章 進行管理

○ 地域・市町村との協働、地域福祉の理念・取り組みの普及 ○ PDCAサイクルによる進行管理（施策ごとに指標掲載。下表は一部）

施策	指標	単位	現状 (計画時)	中間目標 (H30.3)	計画終了時の 目標 (H33.3)	施策	指標	単位	現状 (計画時)	中間目標 (H30.3)	計画終了時の 目標 (H33.3)
(計画の基本指標)	地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりが進められていると感じる県民の割合	%	16.1%	25%	次期総合計画で目標設定	Ⅲ-2 地域で住み続けるための福祉施設・サービスの充実	特別養護老人ホーム整備数(累計)	床	21,937	27,880	次期計画で目標設定
Ⅰ-1.市町村が行う地域福祉施策への支援	地域福祉計画策定市町村数	市町村	30	42	54	Ⅲ-3 地域による子育て支援	地域子育て支援拠点事業実施箇所	箇所	287	317	328
Ⅰ-2 地域コミュニティづくり推進への	基本福祉フォーラム設置(市町村)数	市町村	24	33	42	Ⅳ-1.総合的な相談支援体制づくり	対象者横断的な総合相談窓口の設置数(県・市町村)	箇所	16	増加を目指す	増加を目指す
Ⅱ-1.福祉教育の推進	福祉教育推進校の数(累計:小・中・高等学校)	校	758	818	878	Ⅳ-2.生活困窮者等に対する総合的な支援	自立相談支援機関における自立相談支援員養成研修の受講率	%	21	100	100
Ⅱ-2.福祉人材の確保・育成	コミュニティソーシャルワーカー育成研修受講者数(累計)	人	1,697	2,300	2,900	Ⅳ-3.子ども・高齢者・障害のある人等の権利擁護に関する相談等支援	日常生活自立支援事業利用者数	人	800	1,040	1,280

# 千葉県子ども・子育て支援事業支援計画の概要について

平成27年4月2日  
千葉県健康福祉部児童家庭課  
電話 043-223-2355

## 計画の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

- 子ども・子育て支援法第62条第1項及び次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定された、都道府県が策定する法定計画です。
- 平成27年4月に開始される「子ども・子育て支援新制度」では、市町村が幼稚園教育・保育、子育て支援のニーズを把握の上策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て家庭に対するさまざまな支援を行います。
- 県では、新制度の実施主体である市町村を支援するための計画を策定します。
- 千葉県総合計画や県の関連諸計画との連携を図って進めていきます。

### 2 計画期間

- 平成27年度から平成31年度までの5年間とします。
- 計画の中間点である平成29年度を目途に、計画の見直しを行います。

#### 【参考：平成27年4月1日施行】

- 子ども・子育て支援法第62条第1項  
都道府県は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
- 次世代育成支援対策推進法第9条第1項  
都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

## 第2章 子どもに対する専門的な知識及び技術を要する支援

### 1 子ども虐待防止対策の充実

児童相談所の体制強化や市町村・関係機関などとの連携を推進

### 2 社会的養護体制の充実

家庭的養護の推進や専門的ケアの充実などを図る

### 3 ひとり親家庭の自立支援の推進

子育て・生活支援や就業支援などを推進

### 4 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進

安全・安心な妊娠、出産、育児のための妊産婦・乳幼児保健対策の充実などを図る

### 5 障害児施策の推進

障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実などを図る

## 第1章 教育・保育の充実と子育て家庭の支援

### 1 県設定区域と教育・保育の提供体制の確保

各市町村を単位として、幼稚園教育・保育の「需要」と「供給」を把握し、供給不足が生じる場合、必要な教育・保育の提供体制の確保を図る。

#### 【需給計画のイメージ】

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	3-5歳		0-2歳	3-5歳		0-2歳	3-5歳		0-2歳
	教育	保育	保育	教育	保育	保育	教育	保育	保育
需要	100	100	50	100	100	50	100	100	50
供給	100	60	20	100	80	40	100	100	50
需要-供給	0	40	30	0	20	10	0	0	0

29年度末までに需要の充足を目指す

- 市町村ごとに、市町村計画の数値に基づき作成
  - ・市町村計画では、保護者に対する利用希望調査の結果等を踏まえ「需要」を算出
  - ・「供給」は、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所などの利用定員であり、市町村では必要に応じ、これらの施設整備等を計画
- 「待機児童解消加速化プラン」の目標年次である平成29年度末までに、「需要」に対応する教育・保育の提供体制の確保を目指す

### 2 認可・認定に関する需給調整

認定こども園・保育所の認可・認定の原則 ⇒

需要>供給 ⇒ 認可・認定  
 需要<供給 ⇒ 認可・認定の必要性を検討

### 3 教育・保育の一体的提供とその推進

認定こども園は柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行希望なども踏まえつつ、普及に努める

### 4 人材の確保と資質の向上

子どもの育ちを支援するため、保育教諭、幼稚園教諭、保育士などの確保に努めるとともに、研修を実施し教育・保育の質の向上を図る

### 5 仕事と家庭の調和に向けた働き方の見直し

企業の「仕事と子育ての両立支援制度」と、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「企業内の意識改革」の促進を図る

### 6 小学生の放課後対応の充実

「放課後子ども総合プラン」を推進し、全ての子どもたちが放課後や週末などに安心して活動できる居場所の確保を図る

# 千葉県高齢者保健福祉計画（平成27年度～29年度） 概要

## 計画の位置付け

- ◇ 老人福祉法による「老人福祉計画」と介護保険法による「介護保険事業支援計画」を一体的に策定した計画
- ◇ 千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」の高齢者分野に関する個別計画

## 基本理念

高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現

## 計画の期間

平成27年度～平成29年度  
平成37年に向けて、準備を進めていくものとし、当面取り組む施策を盛り込むこととします。

## 高齢者の現状と見込み

	平成22年	平成27年	平成37年
人口	622万人	619万人	599万人
高齢者人口（65歳以上）	132万人	162万人	180万人
75歳以上人口	55万人	72万人	108万人
高齢化率	21.5%	26.2%	30.0%
高齢一人暮らし世帯数	19万世帯	26万世帯	32万世帯
高齢夫婦のみ世帯数	26万世帯	32万世帯	33万世帯
要介護（要支援）高齢者数	18万人	24万人※1	38万人※1
要介護（要支援）認定率	13.6%	15.1%	21.4%
認知症高齢者数 ※2	20万人	24万人	27万人

※1 市町村の介護保険事業計画案を積み上げて算出した推計値  
※2 高齢者人口に15%（認知症有病率推定値。H25.5厚生労働省研究班）を乗じて算出

- 「住み慣れた地域で暮らし続けたい」 79.3% （H24 県政世論調査）
- 「65歳を超えて働きたい」 36.4%  
「働けるうちはいつまでも」 29.5% （H25 内閣府調査）

## 課題

### 平成37年（2025年）までの課題

- ①人口減少の中で高齢者が増加する超高齢社会を活力あるものとするために、高齢者の社会参加と健康づくりを支援することが求められています。
- ②一人暮らし高齢者等の増加、医療介護ニーズの増大に対応していくために、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が必要です。

### 平成27～29年度の重点課題

- 重点的に施策を展開し、準備が必要な分野
- ①高齢者の社会参加を推進する環境づくり
  - ②地域包括ケアシステム推進体制づくりへの支援
  - ③在宅医療の基盤整備と医療介護の連携への支援
  - ④医療・福祉・介護人材の確保と定着対策

## 基本目標と基本施策

### 基本目標Ⅰ

個性豊かに、健康で生き生きとした暮らしの実現

#### 基本施策

- ① 生涯現役社会の実現に向けた環境整備の促進
- ② 健康寿命の延伸

### 基本目標Ⅱ

介護が必要になっても、  
安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築  
～地域包括ケアの推進～

#### 基本施策

- ① 地域包括ケアシステムの推進体制構築への支援
- ② 在宅医療・介護連携の推進と地域生活を支える介護・生活支援サービスの充実
- ③ 高齢期に向けた住まいの充実と安全・安心なまちづくりの促進
- ④ 互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進
- ⑤ 認知症施策の推進
- ⑥ 医療・福祉・介護人材の確保・定着対策

## 計画の推進

10年先、20年先、一人暮らしになっても、入院や介護が必要になっても、生き生きと安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向けて、県民、医療・介護・福祉等の関係団体そして行政が、それぞれの『力』を結集して、オール千葉県で計画的に取り組んでいきます。

## 第1号被保険者の介護保険料（月額）

第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画	第5期計画	第6期計画	中長期的見込み	
H12～H14	H15～H17	H18～H20	H21～H23	H24～H26	H27～H29	H32	H37
2,700円	2,872円	3,590円	3,696円	4,423円	4,958円	6,200円程度	7,500円程度

※第5期から第6期にかけて保険料は約1.12倍、535円増額

※介護保険料の基準額

3年間に見込まれる介護保険標準給付額に応じ保険料として収納する額を、収納率などを反映させながら第1号被保険者数で除した平均額。

## 計画の主な指標

指標	現状	⇒	目標値
「定期巡回随時対応型訪問介護看護」を実施している市町村数	15市町村 (H26)	⇒	30市町村 (H29)
特別養護老人ホーム整備定員数 (広域型・地域密着型)	21,917床 (H26)	⇒	27,880床 (H29)
高齢者の孤立化防止のためのネットワークを構築している市町村数	39市町村 (H26)	⇒	54市町村 (H32)
認知症サポーターの人数（累計）	199,843人 (H26)	⇒	310,000人 (H29)

基本的な考え方

1 計画策定の趣旨・位置付け

- ・障害者基本法に基づく都道府県障害者計画として、平成21年1月に策定した「第四次千葉県障害者計画」（平成21年度～平成26年度）に続き、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする障害者の自立及び社会参加の支援等のための障害者施策の総合的かつ計画的な進展を図るための基本計画。
- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉計画（障害福祉サービス等の必要見込量や県の数値目標等を設定）を包含する県総合計画（「新輝け！ちば元気プラン」）における障害者施策の部門計画。

2 策定の方法及び体制

- ・国の「障害者基本計画（第3次）」（平成25年9月策定）を基本としつつ、「障害福祉計画（第4期）」の策定にあたり国から示された指針に即し、本県の障害者の状況等を踏まえながら策定。
- ・県総合支援協議会（第五次千葉県障害者計画策定推進本部会）の6つの専門部会等で具体的な検討を行い、県障害者施策推進協議会（障害者基本法に基づき必置）の意見を聴きながら策定。

概要

I 基本理念・目標等

- 基本理念： 地域で共生する社会の実現（障害者基本法第3条）  
障害者の差別の禁止（同法第4条）
- 計画の目標： **障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築**

II 主要施策の方向性【8つの主要施策と39の基本施策で構成】

1 入所施設から地域生活への移行の推進

- グループホームの整備促進と質的向上 ※ 強度行動障害者に対応できるGHの整備
- 入所施設の有する人的資源や機能の活用
- 県立施設のあり方 ※ 千葉県袖ヶ浦福祉センターの検証委員会報告を受けた対応

2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進

- 精神障害のある人の地域生活への移行支援

3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

- 障害のある人への理解の促進
- 地域における権利擁護体制の構築

4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

- 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
- 障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実

5 障害のある人の相談支援体制の充実

- 地域における相談支援体制の充実

6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

- 就労支援・定着支援の体制強化
- 障害者就業・生活支援センターの運営強化

7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

- 重度心身障害者（児）医療費助成制度の現物給付化の実施

8 その他各視点から取り組むべき事項

- 高齢期に向けた支援
- 障害者スポーツの振興（パラリンピック）
- 暮らしの安全・安心に関する支援

【推進体制】

- 広報・啓発活動の推進
- PDCAサイクルによる計画の評価と進行管理
- 国への提案・要望

※ 計画策定の過程における「県民のみなさんの声」をとりまとめて、別冊で紹介。

III 数値目標等（第4期障害福祉計画）

1 平成29年度におけるサービス必要見込み量（単位：人／月）

主なサービス	H25	H29	H29/H25
相談支援（利用計画作成等）	1,869	7,039	3.7倍
訪問系（ホームヘルプ等）	6,397	9,179	1.4倍
日中活動系（生活介護、就労移行等）	18,338	24,287	1.3倍
居住系（施設入所支援等）※	7,253	8,451	1.1倍
合計	33,857	48,956	1.4倍

※うちグループホーム<GH>等（H29）4,140（H25：2,853 1.5倍）

2 主要な政策目標

国指針による主な項目		本計画における目標(H29)
生活への移行から地域	① H25末時点における施設入所者の12%以上がH29末時点までに地域生活へ移行(H25末施設入所者:4,566人)	① 600人 (H27~H29) ② 4,530人
	② 施設入所者をH25末時点から4%以上削減(H25末施設入所者:4,566人)	
就労への移行促進	① 一般就労移行者数をH24実績の2倍以上(H24実績:526人)	① 1,060人 ② 3,840人 ③ 50%
	② 就労移行支援事業の利用者数をH25末から6割以上増加(H25実績:2,397人)	
	③ 就労移行率3割以上達成の就労移行支援事業者を50%以上(H25実績:29%)	